

第101号議案

芦屋市総合計画の後期基本計画を定めることについて

芦屋市総合計画の後期基本計画を別冊のように定めることについて、芦屋市議会基本条例第17条第3号の規定により、市議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

現行の第4次芦屋市総合計画の前期基本計画の計画期間が終了することに伴い、後期基本計画を定めようとするもの。

第4次芦屋市総合計画
後期基本計画

平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度）

目 次

序章	第4次芦屋市総合計画後期基本計画について	1
1	第4次芦屋市総合計画の概要と後期基本計画	2
2	後期基本計画の策定に当たって	7
3	後期基本計画の進行管理の視点	9
第1章	人と人がつながって新しい世代につなげる	11
1	一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	13
2	多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	21
3	お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	29
4	子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている	37
5	地域で安心して子育てができている	49
第2章	人々のつながりを安全と安心につなげる	55
6	市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている	57
7	高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、 まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる	65
8	一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている	77
9	まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている	83
第3章	人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる	91
10	花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している	93
11	環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている	99
12	交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して 移動できるようになっている	105
13	充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている	113
第4章	人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる	123
14	信頼関係の下で市政が展開している	125
15	経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている	131

本文中、「*」を付している用語については、用語説明の対象としているものです。

序章 第4次芦屋市総合計画後期基本計画について

1 第4次芦屋市総合計画の概要と後期基本計画

(1) 第4次芦屋市総合計画の役割と構成、期間

ア 計画の役割

○ まちづくりの指針

市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針とします。

○ 行政運営の指針

本市の長期にわたる総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。

○ 国・県等との相互調整の指針

国・県等が広域的計画の策定や事務事業を行うに当たって、芦屋の将来像や目標とするまちの姿等を尊重し、本市と相互調整を図るための指針とします。

イ 計画の構成、期間

○ 基本構想

芦屋のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すものです。

基本構想の期間は10年とし、平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までとします。

○ 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするものです。

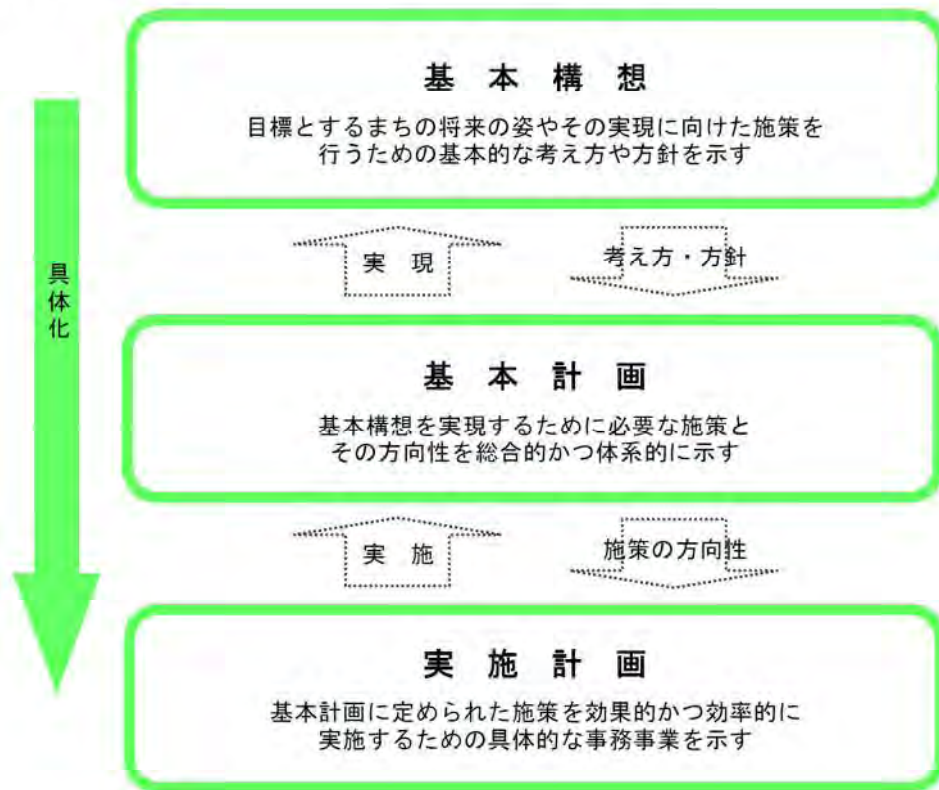
基本計画の期間は前期5年、後期5年とし、前期を平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)まで、後期を平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までとします。

○ 実施計画

基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示すものです。その策定に当たっては、その時々々の財政の長期的な見込みを勘案し、毎年度の予算編成の指針となるよう策定します。

実施計画の期間は3年とし、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。

【第4次総合計画の構成】



【第4次総合計画の期間】

平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)
基本構想 (10年間)									
前期基本計画 (5年間)					後期基本計画 (5年間)				
実施計画 (3年間)			実施計画 (3年間)			(今回策定部分)			
実施計画 (3年間)		実施計画 (3年間)		実施計画 (3年間)					
実施計画 (3年間)	実施計画 (3年間)	実施計画 (3年間)	実施計画 (3年間)	実施計画 (3年間)	実施計画 (3年間)	実施計画 (3年間)	実施計画 (3年間)	実施計画 (3年間)	実施計画 (3年間)

(2) 将来像とまちづくりの基本方針

第4次芦屋市総合計画の基本構想では、芦屋の将来像とまちづくりの基本方針を以下のように定めています。

ア 芦屋の将来像

きずな
自然とみどりの中で絆を育み、
“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

イ まちづくりの基本方針—目標とする10年後（平成32年度）の芦屋の姿—施策目標

芦屋の将来像である「自然とみどりの中で絆を育み，“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」の実現に向けて、「芦屋のまちづくりの基本方針」、「目標とする10年後の芦屋の姿」、「施策目標」を定め、取り組んでいます。

【まちづくりの基本方針—目標とする10年後の芦屋の姿—施策目標】

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標
1 人と人がつながって新しい世代につなげる	1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる
		1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している
		1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている
	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある
		2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている
	3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている
		3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている
	4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている	4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している
		4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている
		4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている
	5 地域で安心して子育てができている	5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている
		5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

まちづくりの 基本方針	目標とする 10 年後の芦屋の姿	施策目標	
2 人々のつながりを安全と安心につなげる	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている	6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる	
		6-2 市民が適切な診療を受けられる	
	7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる	7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している	
		7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている	
		7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる	
	8 一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている	8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている	
		8-2 犯罪が起きにくいまちになっている	
	9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている	9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している	
		9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる	
	3 人々のまちを大切に する心や暮らし方を まちなみにつなげる	10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している	10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している
10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している			
11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている		11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる	
		11-2 清潔なまちづくりが進んでいる	
12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている		12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている	
		12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる	
		12-3 市内を安全かつ快適に移動できる	
13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている		13-1 良質なすまいづくりが進んでいる	
		13-2 住宅都市としての機能が充実している	
		13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している	
4 人々と行政のつながりを まちづくりにつなげる		14 信頼関係の下で市政が展開している	14-1 市民参画による開かれた市政を運営している
			14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている
		15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている	15-1 様々な資源を有効に活用している
	15-2 歳入・歳出の構造を改善している		

(3) 用語の使い方

一般的に、「まちづくり」、「市民」、「協働」という言葉の定義は、必ずしも明確ではありません。第4次芦屋市総合計画ではこれらの言葉を次のように定義し、使用しています。

ア 「まちづくり」とは

この計画における「まちづくり」とは、まちなみ、芦屋の歴史や文化、人と人とのつながり、まちを大切に暮らす暮らし方、そして、地域の課題解決のための仕組みづくりなど、芦屋づくりに関わる全てのことについて、みんなで考えたまちの将来像を市民と行政が共有し、それぞれの役割を果たしながら継続的に取り組むこととします。

また、市民と市民、市民と行政の連携、協働だけでなく、市民一人一人の行動や行政による活動も含め、芦屋をより良いまちにしていくための行動全体とします。

イ 「市民」とは

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」では「市民」を「市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。」と規定しています。

この計画における「市民」もこの規定に基づいて用いています。

ウ 「協働」とは

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」では「協働」を「市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。」と規定しています。

この計画における「協働」もこの規定に基づいて用いています。

2 後期基本計画の策定に当たって

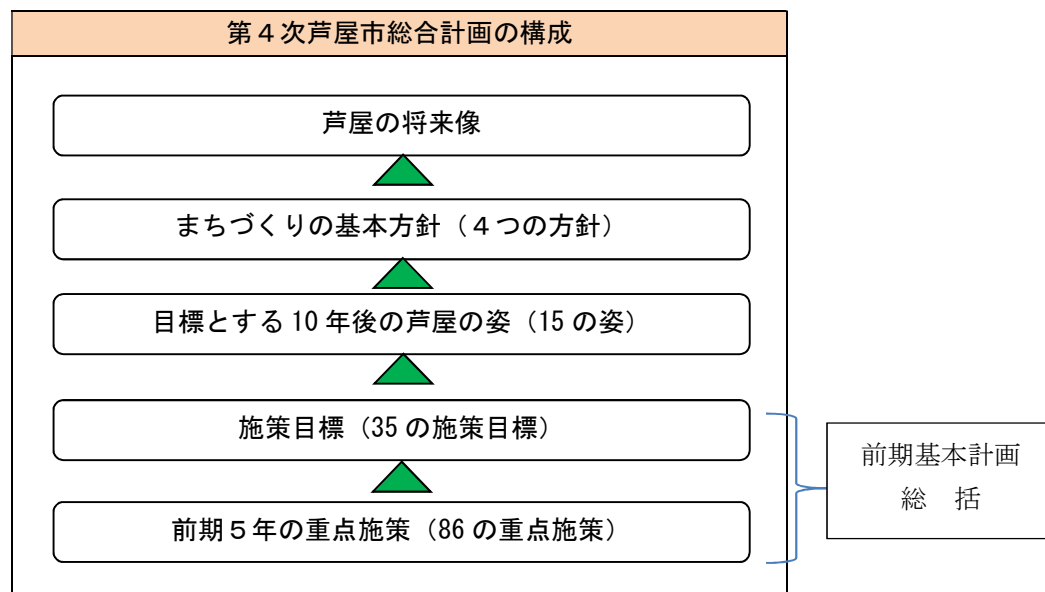
(1) 策定の目的

本市では、平成 23 年（2011 年）3 月に策定した「第 4 次芦屋市総合計画前期基本計画（以下、「前期基本計画」という。）」に基づいて各種施策を展開してきましたが、その後の社会情勢や本市を取り巻く状況の変化、施策の進捗や新たに策定された課題別計画などを反映するため、「第 4 次芦屋市総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）」を策定しました。

(2) 策定の基本方針

ア 10 年間の計画として市議会の議決を経て策定された基本構想部分については、現在の計画を引き継ぎ、基本計画のみを見直して策定しました。

イ 基本構想と基本計画をつなぐ「目標とする 10 年後の芦屋の姿」を達成するために、前期基本計画では重点施策を設定していることから、「前期基本計画の重点施策」の実施状況に注目して総括を行い、「前期基本計画総括報告書」（平成 27 年 3 月）として取りまとめ、後期基本計画へ引き継ぎました。



ウ 後期基本計画の策定にあたっては、以下の考え方に基づき進めました。

(ア) 後期 5 年の重点施策として掲載する基準は、以下のとおりとする。

- 参画と協働を基本に取り組むこと。
- 分野横断的、又は複数の担当課で取り組むこと。
- 新たに取り組むこと。
- 大きな制度改正が予定されていたり、緊急を要すること。
- 地方創生（人口減少対策）に資すること。

(イ) 施策目標ごとに施策目標推進部を明記する。

(ウ) 重点施策ごとに指標を設定する。できる限り数値を用いた成果目標値を「めざす値」として設定する。

エ 「芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書」(平成 27 年 3 月)及び「芦屋市将来人口推計報告書」(平成 27 年 3 月)をはじめとする各種調査等の結果を活用しました。

オ 本市では総合計画の他に、各施策分野の課題別計画を策定しています。

第 4 次芦屋市総合計画の基本構想では、各施策で共有すべきものとして、目標とするまちの姿、将来像を掲げ、基本計画ではその実現に向けた計画期間内での重点施策に絞り、それぞれの施策分野における取組の詳細については課題別計画に委ねることになっています。

なお、各課題別計画は更新時期に合わせ、この第 4 次芦屋市総合計画と整合するよう調整を行います。

3 後期基本計画の進行管理の視点

(1) 各施策分野間をつなぐ横断的視点について

基本計画では、施策目標を実現するための重点施策と重点取組を示しています。

どの施策目標も、その施策だけの縦割りの視点だけでは達成することはできないことから、常に他の施策分野の考え方やそれぞれの施策間を横断的につなぐことを念頭に置きながら取り組んでいくこととします。

(2) 後期基本計画の進行管理と検証について

後期基本計画の推進にあたっては、「施策目標推進部」を定め、後期基本計画に明記するとともに、別途、重点施策を着実に実施するための「重点施策推進課」「重点取組担当課」を設定します。

進行管理については、これらの担当課が中心となり行政評価（施策評価）を行い、施策目標ごとに進捗状況を確認し、実施計画及び次期総合計画に反映します。

進捗状況を確認するものとしては、実施状況や既存のデータ、アンケート調査等を活用して効果を測定する方法を導入します。

また、後期基本計画では、重点施策、重点取組の効果を検証する目安として「指標」を設定しており、進行管理においては、実施状況とともに指標も対象として評価を行い、その後の改善に生かします。（各施策ごとの指標の詳細は、参考資料に掲載しています。）

(3) 後期基本計画の活用

実施計画策定、予算編成、行政評価等については、後期基本計画との関係を明確にしながらか進めるとともに、様々な機会を通じて、職員への周知、意識付けを行います。

第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる

第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる

【目標体系図】

まちづくりの基本方針1 人と人がつながって新しい世代につなげる

目標とする10年後の芦屋の姿

1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

施策目標 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

目標とする10年後の芦屋の姿

2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があらわれている

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

目標とする10年後の芦屋の姿

3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

目標とする10年後の芦屋の姿

4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

目標とする10年後の芦屋の姿

5 地域で安心して子育てができている

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

目標とする
10年後の
芦屋の姿

1

一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

【基本構想】

まちはそこに暮らす一人一人の意識や行動によって住み良いまちになっていきます。日頃の挨拶やマナーを守ること、住み良いまちづくりにつながります。このような日頃の行動からまちづくりにつなげていくために、自治会などの地域活動に参加する人が増えることがこれからの地域づくりの鍵となっています。

隣近所との挨拶や声を掛け合えるつきあいから発展して地域の力が高まるためには、活動に気軽に参加できる環境づくりによって新たに参加する人が増え、潜在的な市民の力が引き出されることが必要です。

そのためには、様々な施策において主体的な市民活動を活発化させ、市民同士の交流や協働に結びつけるよう工夫することが重要であると考えます。

施策目標 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

施策目標 1-1

市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

(施策目標推進部：企画部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ 様々な伝達手段を活用した、平易な表現での情報を発信します。</p>	<p>⇒ 従来からの広報紙、ホームページ等による発信に加え、新たにサンテレビの文字データ放送「まちナビ」による発信を実施するなどの拡充に取り組みました。</p> <p>⇒ *ICT機器、スマートフォンやタブレット端末等が普及してきていることから、ホームページの制作については、誰もが問題なく情報にアクセスできるよう職員に研修を実施するとともに、防災情報については即時発信に努めました。</p> <p>⇒ 広報紙などの点訳・音訳を行い、利用者に配布しました。</p> <p>⇒ 外国人向けには、*アシヤニューズレター等の刊行物を発行しました。</p>
<p>○ 市民発の情報や行政発の情報をテーマごとに整理し、発信します。</p>	<p>⇒ 市民からの問い合わせなどを、「よくあるおたずね」(FAQ)としてカテゴリ別に掲載するなど、市民が使いやすい情報の整理を行いました。</p>

後期の課題

- 近年は、情報媒体の多様化など、情報を受け取る側である市民の環境も多様化しており、効果的で効率的な情報発信をしていくためには、伝えたい相手や内容によって最も効果的な方法で発信するなど、より伝わりやすい広報活動を行っていく必要があります。
- 市民ニーズを把握し、既存の媒体を活用した情報提供を充実させるとともに、新しい広報媒体を活用していくことが必要です。

後期5年の重点施策

1-1-1 市民が必要とする情報や行政が市民に届けたい情報を効果的に発信します。

(重点取組)

- ① 市民ニーズの把握と分析を行い、これまでの広報の在り方を検証します。
- ② 分かりやすい表現方法や、目にふれやすく、見つけやすい情報発信になっているか発信方法を検証しながら、時代に合った広報媒体の活用も視野に入れて広報活動を充実させます。

③ より効果的で効率的な情報発信となるよう、職員の意識向上を目指します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「広報あしや」の市民の満足度	%	58.1	↑	70.0
市ホームページの市民の満足度	%	49.5	↑	60.0
「広報あしや」を知らない市民の割合	%	4.8	↓	0.0
「広報あしや」が手に入らない市民の割合	%	14.5	↓	0.0
市職員(各課広報担当者)の広報活動に関する研修会への参加率	%/年	83.3	↑	100.0

1-1-2 本市の住宅都市としての魅力発信につながる情報提供に努めます。

(重点取組)

- ① 市民が芦屋に愛着や誇りを持てるように、全国でも優れた住宅都市としての本市の魅力について情報発信を行います。
- ② 魅力発信については、市民参画・協働の視点で取り組みます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「定住意向」に対して、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合	%	84.6	↑	90.0
「居住地として芦屋市を選んだ理由」に対して、「地域イメージが良い」と回答した割合	%	42.0	↑	46.0

市民主体による取組

- ◇ 行政が発信する情報の積極的な受信
- ◇ 地域からの情報発信

※前期基本計画では本施策目標に記載していた下記の取組については、後期基本計画においては下記の施策目標の中に記載しています。

(在住外国人への情報発信については、施策目標2-2に記載)

(障がいのある人への情報発信については、施策目標7-1に記載)

施策目標 1-2

市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

(施策目標推進部：企画部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ 幅広い世代が市民活動に気軽に参加できる環境をつくります。</p>	<p>⇒ 三条地区集会所の新築、竹園地区集会所の建替えのほか、奥池、大原、潮見地区集会所等の改修を行いました。</p> <p>⇒ あしや市民活動センターを移転し、市民活動の拠点として整備を行い、*指定管理者制度を導入して市民中心の管理運営としました。</p> <p>⇒ これまでの利用実績は、定期的に利用している市民活動団体があるため、利用者は増加してきています。</p>
<p>○ 市民活動に参加する市民や団体の自立への取組を支援します。</p>	<p>⇒ 活動に対する助成や、あしや市民活動センターにおける相談、人材育成を目的とする講座等を開催しました。</p>
<p>○ 市民活動の輪が広がるよう市民同士や市民と行政の連携を促進します。</p>	<p>⇒ あしや市民活動センターにおいて、*中間支援団体が集まるネットワーク会議を開催し、行政も含めたネットワークが互いにつながるように情報共有の場を設定しました。</p>

後期の課題

- 平成26年(2014年)1月に行った参画と協働についての意識・行動調査では、あしや市民活動センターの認知度は15.5%と低く、市民活動の拠点施設として認知度を上げていく必要があります。
- あしや市民活動センターを利用している団体が固定化の傾向にありますが、各団体の活動が地域の課題解決につながるよう相談、助言を行うなどの支援や活動内容の発信と、継続的な活動となるよう支援する機能を更に強化することが必要です。
- 市民の意識調査では、市民活動や地域の活動に参加経験のない市民は68.8%ですが、今後参加意向がある市民は58.4%であることから、市民活動についての情報提供を行い、参加への機会を提供していく必要があります。
- 市職員の意識調査では、市民と協働して業務を経験したことのある職員の8割が「成果があった」と回答しており、今後も職員の協働に対する意識の向上を図り、自発的に市民活動や地域活動に取り組む意欲を高めるとともに、実際に協働できる職員を育成していくことも必要です。
- 地域を支える市民一人一人の力を豊かにする取組への支援とともに、団体間の連携として、あしや市民活動センターだけでなく、*社会福祉協議会のボランティア活動センターに登録している個人やグループなど、市内全体のボランティア活動を集約し、ニーズとマッチングさせていく仕組みの構築が必要となっており、*中間支援団体間の連携とコーディネ

ート機能の強化が求められます。

- 意欲・特技・経験を有している市民も多く、地域を支える市民一人一人の力を豊かにする取組を支援していくことも必要です。

後期5年の重点施策

1-2-1 市民の意欲・特技・経験を生かし、地域を支える市民の力を豊かにする取組を支援します。

(重点取組)

- ① あしや市民活動センター機能の認知度を向上させます。
- ② NPO、自治会等の市民活動のすそ野を広げ、地域を支える人材の発掘や育成を支援します。
- ③ 職員の協働に対する意識を向上させるよう、協働に関する情報を共有します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「あしや市民活動センターを知っている」と回答した割合	%	15.5 (H25)	↑	50.0
あしや市民活動センター相談人数	人/年	199	↑	250
「市民との協働経験がある、協働している」と回答した職員の割合	%	31.9 (H25)	↑	40.0

1-2-2 市民が市民活動に参加しやすい環境をつくります。

(重点取組)

- ① 市民活動や地域活動の情報発信を行い、市民活動の機会の提供に努めます。
- ② *社会福祉協議会での福祉ボランティア活動を含めた市内全体のボランティア活動を推進、強化し、互助の地域をつくります。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市民活動や地域活動をしたことがある人の割合	%	29.2 (H25)	↑	50.0
*社会福祉協議会のボランティア活動センター登録者数	人	452	↑	500

市民主体による取組

- ◇ 市民活動への積極的な参加
- ◇ 市民活動団体間での様々な活動手法の共有

目標とする10年後の芦屋の姿

1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

【関連する課題別計画】

第2次芦屋市市民参画協働推進計画（H27～H31）

第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）

施策目標 1-3

地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

(施策目標推進部：企画部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ 地域の課題を市民が主体となって解決するよう支援します。</p>	<p>⇒ 「*地域ひろば」と「*市民ひろば」を開催し、地域連携による平時の見守りと*災害時要援護者支援等の課題を協議する場を設定しました。</p> <p>⇒ 地域のボランティアコーディネーター養成講座を実施し、リーダーの発掘と育成に取り組みました。</p> <p>⇒ 高齢者などの見守り活動として、「芦屋市地域見まもりネット」や、地域見守り拠点（打出商店街まごのて）の整備に取り組みました。</p>
<p>○ 市民が主体となって進めるまちづくりの仕組みを市民と協働で見直します。</p>	<p>⇒ 市民参画・協働を引き続き推進するため、平成 26 年度（2014 年度）に「第 2 次芦屋市市民参画協働推進計画」を策定し、計画に基づいた施策を推進しています。</p> <p>⇒ 自分たちのまちをより住みよい快適なまちにしていくなため、*まちづくり協定制度を導入し、*まちづくり連絡協議会を立ち上げ、市内におけるまちづくりに関する課題と情報を共有できるようにしました。</p>

後期の課題

- 自治会などの地縁組織と市は、対等なパートナーとしてまちづくりを行っていく必要があります。
- 地域が抱える課題として、役員の高齢化、若い世代の自治会への加入率の低下等があることから、地域活動に関する情報提供や協議を行いながら、地域活動が活発に行われるための環境づくりに努めていく必要があります。
- 地域の課題解決を目的とした行政の仕組みが複数存在するため、地域との関わり方を組織横断的に整理する必要があります。
- 地域間、団体間での連携や、新たな活動参加者へのコーディネート機能の充実を図りながら、市民の自主的な活動が継続できる仕組みづくりを支援することが必要です。

後期5年の重点施策

1-3-1 市民主体の地域課題の解決と地域運営への取組を支援します。

(重点取組)

- ① 自治会活動などに参加していない市民に、地域活動の大切さや楽しさ等を伝えるなど、地域活動が活性化するための支援を行います。
- ② 地域の課題解決に向けて、市民が主体的に取組を進めやすくするための支援を検討します。
- ③ まちづくりに関わる様々な主体が互いに交流し、事例の研究などによって知識を深め、地域におけるまちづくりを進めつつ、連携する機会を充実します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
自治会などに加入する世帯の割合	%	68.2	↑	75.0
*まちづくり連絡協議会の1回あたりの平均出席者数	人/年	14	↑	17

市民主体による取組

- ◇ 地域活動への積極的な参加と連携
- ◇ 地域の課題は地域で解決する意識の醸成

[関連する課題別計画]

第2次芦屋市市民参画協働推進計画 (H27～H31)

第2次芦屋市地域福祉計画 (H24～H28)

多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、 芦屋の文化があふれている

【基本構想】

本市では、大都市への交通の利便性ととも、恵まれた自然環境の中で育まれた豊かな住環境が土壌となり、新しいライフスタイルが築き上げられ、芸術文化だけでなく暮らしの楽しみ方をも文化とする考え方が先人たちによって培われてきました。

この歴史的背景を改めて認識し、文化を芦屋の魅力の重要な要素として位置付け、文化を身近に感じるまちづくりを進めていくことが必要です。

そのためには、芦屋の歴史を知ることで郷土としての愛着を深めることや、教養を高めるための学習の機会を豊富にし、その学習を通して様々な活動へとつなげていくとともに、文化的資源を活用し、市民が表現できる環境を整え、多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流しながら芦屋の文化を発展させていくことが重要であると考えます。

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

施策目標 2-1

市民が教養を高める機会が豊富にある

(施策目標推進部：社会教育部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
○ 幅広い知識と教養を育む機会の充実に努めます。	⇒ 公民館をはじめとする文化施設などでの各種講座等の実施のほか、社会教育関係団体などへの活動支援、活動機会の提供に取り組みました。 ⇒ 図書館においては、児童図書の充実や学校園における読書活動推進との連携を図りました。
○ 日頃から芸術文化に親しめる環境を整えます。	⇒ 美術博物館では、造形教育展や市展、学習雑誌にみるこどもの歴史展等の事業の充実に取り組みました。
○ 地域の伝統や歴史が、次の世代に語り継がれていく活動を促進します。	⇒ 文化財に関する取組では、芦屋川の文化的景観をはじめ、新たに指定を行うほか、整理を進め、冊子の刊行やリーフレットの作成、広報あしやでの連載を行う等、情報発信に取り組みました。 ⇒ 各文化施設においての芦屋の歴史に関連した展示や*ワークショップ、公民館講座等、事業の充実に取り組みました。
○ *スポーツ・フォー・エブリワンの理念に基づき、誰もがスポーツに気軽に参加できるよう普及、振興に努めます。	⇒ 「芦屋市スポーツ振興基本計画」及び「芦屋市スポーツ推進実施計画」に基づき、ライフステージに応じたプログラムなどの各種スポーツ事業を実施しました。

後期の課題

- 概ね各事業においては、多くの市民の参加を得ていますが、参加者のその後の自主的活動につながっているとは言い難い現状があります。
- 文化振興については、地域の伝統や歴史だけでなく、個性豊かで幅広いまちの魅力としての芦屋文化を発信していく取組や、さらに、次世代に継承していく取組を行っていくことが必要です。
- 生涯学習をまちの魅力として高めていくためには、市民の取組や学びのネットワーク等について情報提供し、より参加しやすい状況を促進するとともに、そのネットワークを充実させ、個々の学びだけでなく、特に子どもたちを意識した多世代をつなぎ広げる仕組みづくりが必要です。
- 図書事業では、平成 20 年度（2008 年度）から 3 年間取組を行った「子ども読書の街づ

くり推進事業」を機運として、これまでも「かばんの中に一冊の本を」や「ブックワーム芦屋っ子」を合言葉に、市民への読書推進事業の取組を行ってきており、今後の更なる事業推進において、公立図書館が担う役割は大きく、図書館事業の充実が必要です。

- スポーツ推進については、平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピック開催決定を追い風にして、スポーツの機運を盛り上げ、市民一人一人がライフステージやニーズに応じてさまざまな形でスポーツ活動に参加できる機会を提供するとともに、参加を促すことが必要です。「芦屋市スポーツ推進実施計画」の基本理念である「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ」を推進し、全ての市民が日常的にスポーツを楽しむことができる、幅広い生涯スポーツ社会を目指した取組が必要です。

後期5年の重点施策

2-1-1 芦屋の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い芦屋文化をまちの魅力として広く発信します。

（重点取組）

- ① 重点施策に則った「第2次芦屋市文化振興基本計画」の策定を平成28年度（2016年度）中に行います。
- ② 芸術、芸能、生活文化等もとより、学術、景観、観光その他創造的活動をも含む個性豊かで幅広い芦屋文化を発信し、まちの魅力として定着を図ります。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「定住意向」に対して、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合	%	84.6	↑	90.0
「居住地として芦屋市を選んだ理由」に対して、「地域イメージが良い」と回答した割合	%	42.0	↑	46.0

2-1-2 芦屋の文化を身近に感じ、守り、次の世代に継承できる取組を進めます。

（重点取組）

- ① 芦屋の文化を知り、身近に感じることができるよう、子どもにも分かりやすい*出前講座や展示、リーフレットや冊子を作成して配布するなど、芦屋の文化についての理解が深まるよう取り組みます。
- ② 公民館、美術博物館、谷崎潤一郎記念館、富田碎花旧居等の文化施設の活性化を図り、誰もが親しみを持って利用できる施設を目指します。
- ③ 芦屋の伝統や文化を広め、継承するために、講演会などを開催します。
- ④ 失われつつある戦前、戦中の地域の伝統や文化を継承するため、戦前、戦中を知る人

達の記憶の記録や状況調査等を行うとともに、調査結果を広く市民と共有し、活用します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
中学生以下の美術博物館入館者数	人/年	1,260	↑	3,000
芦屋の伝統や文化に関する講演会などの参加者数	人/年	330	↑	380

2-1-3 市民が主体となって活躍する*知の循環型社会の構築を目指します。

(重点取組)

- ① 芦屋の文化を知り、自らリーダーとなって活躍できる人材が豊富になるように、研修会や講習会を実施し、ボランティアを育成、支援します。
- ② 個々の学習成果が社会に還元、活用され、市民の生きがいや更なる学習意欲につながるよう、市民が主体となった発表会や研修会等を実施します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
文化財の整理作業補助などに関わる「文化財ボランティア」の活動者数	人/年	15	↑	27
社会教育活動を通じて学んだ市民が講師や指導者となった公民館講座及び市民版出前講座の実施回数	回/年	3	↑	16

2-1-4 地域の情報拠点として、公立図書館を充実させます。

(重点取組)

- ① 市民が知識や教養を高めることができるよう、図書館施設の整備や資料の充実を図るとともに、調べ物や読書相談等のサポートを強化します。
- ② 子どもたちの読書機会を増やせるよう、子どもと本を結ぶ図書館行事の充実、保育所・幼稚園向けの読み聞かせや、学校への団体貸出等を実施します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市民が1か月に1冊以上読書する割合	%	55.0 (H27)	↑	67.8
公立図書館における児童(7~15歳)の図書貸出冊数	冊/年	73,150	↑	76,808

2-1-5 「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ」を推進し、全ての市民が健康で豊かなスポーツ文化を楽しむことができる環境を創ります。

(重点取組)

- ① 「芦屋市スポーツ推進実施計画」に基づき、スポーツ施策を推進します。
- ② 高齢者、障がいのある人、ファミリー等、誰もがライフステージに応じて楽しみ、人と人の絆を深めるスポーツ事業を実施します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
スポーツ啓発事業参加者数	人/年	857	↑	1,115
スポーツの週1回以上の定期的実施率	%	62.0 (H24)	↑	69.0

市民主体による取組

- ◇ 文化活動の積極的な情報発信
- ◇ 文化財的な建築物の保存・活用
- ◇ スポーツ活動の積極的な情報発信

[関連する課題別計画]

- 第2次生涯学習推進基本構想 (H21)
- 芦屋市文化振興基本計画 (H24～H28)
- 芦屋市スポーツ推進実施計画 (H26～H35)

施策目標 2-2

様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

(施策目標推進部：企画部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ 多様な文化を持つ人との交流を促進します。</p>	<p>⇒ 市民交流の場として、さくらまつり、サマーカーニバル、秋まつりの開催を支援し、多くの参加を得ました。</p> <p>⇒ *芦屋市国際交流協会と連携しながら姉妹都市であるアメリカ合衆国モンテベロ市との学生親善使節の交換などの国際交流事業を実施してきました。</p> <p>⇒ 学校園においては、潮見小学校に「*こくさいルーム」を設置し、子どもたちの母文化を尊重した交流活動や学習会を定期的実施しながら、子どもたちの共生の心を育む活動の充実に取り組むほか、日本語理解が不十分な子どもたちに対して、日本語指導支援員などを配置し、児童生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう適応指導と学習支援の充実を図ってきました。</p>

後期の課題

- 潮芦屋交流センターについては、年々利用者も増え、セミナーや講演会等については、ある程度の参加者数が得られていますが、まだ施設の利用率は十分とは言えず新しい取組も検討していく必要があります。
- モンテベロ市との姉妹都市交流事業も、広く市民に知られている事業にはなっておらず、多くの市民が関わるができる方法を検討する必要があります。
- 市内に在住する外国人住民が必要な情報を受け取ることができ、適切な相談や支援が受けられるよう、多言語による情報発信などを充実する必要があります（前期基本計画では施策目標 1-1 に記載していました。）。
- 学校における日本語理解が不十分な児童生徒への指導については、個々の状況が多様であるだけでなく、継続した支援も必要であることから、帰国・外国人児童生徒の望ましい教育の在り方について研究を進め、学校における指導体制の整備、充実を図る必要があります。
- 平成 32 年（2020 年）東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定され、国においては、それを見据えながら、国際的視野をもったグローバル人材を養成するため、小学校での英語学習の教科化などが検討されはじめています。そのような流れの中で、さまざまな外国人との交流促進や、市内に在住する地域人材の発掘、各校に増えてきている外国にルーツのある子どもたちと共に学びあう視点に立った取組を進めることが必要になっています。多文化共生社会を進める上でも、更に国際理解を深めるための好機ととらえ、事業の検討を行うことも必要です。

後期5年の重点施策

2-2-1 多様な文化を持つ人々との交流を促進し、お互いの理解を深めます。

(重点取組)

- ① 潮芦屋交流センターを国際交流の拠点として、また、地域のコミュニティの活動拠点として広く活用されるよう周知を図ります。
- ② *芦屋市国際交流協会や社会教育関連団体との連携、協力によるセミナーや講演会等を実施し、国際理解を深める機会の充実を図ります。
- ③ 様々な異文化交流の機会を活用し、子どもたちが外国の言語や文化に触れたり、自国の文化を発信したりする取組を進めます。
- ④ 外国語によるスピーチコンテストの実施など、外国にルーツのある児童生徒と他の児童生徒が相互に学びあい、高め合える機会を増やします。

指標	単位	現状値(H26)	指標の方向性	めざす値(H32)
潮芦屋交流センター(貸室のみ)の利用率	%/年	32.0	↑	38.0
潮芦屋交流センター事業への参加者数	人/年	4,890	↑	5,490
NPOなどの団体と協働して開催した国際理解を深めるための講座の参加者数	人/年	—	↑	50
外国語によるスピーチコンテスト参加者数	人/年	—	↑	100

2-2-2 外国人住民が安心して暮らせる共生のまちづくりを進めます。

(重点取組)

- ① 外国人住民が生活に必要な情報を入手できるように、外国人向けの刊行物、パンフレット、公共サイン等を多言語表記や「やさしい日本語」で情報提供します。
- ② 外国人児童生徒の望ましい教育の在り方について協議を深め、日本語指導支援員の配置などの支援体制を整備します。

指標	単位	現状値(H26)	指標の方向性	めざす値(H32)
全世帯配布発行物の英語版を発行した割合	%/年	37.5	↑	100.0
日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して個別の支援計画に基づいた支援が行われている割合	%	※一	↑	100.0

※平成26年度においては、個別支援計画の策定はないが、必要な児童生徒の61%に対して、日本語指導支援員配置などの支援を行っている。

市民主体による取組

- ◇ 多様な文化を持つ人と交流できる機会への積極的な参加



お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

【基本構想】

豊かで活力ある社会を築いていくためには、誰もが社会の一員として認められ、お互いの人格と個性を尊重して支え合い、共に生き、その持てる能力を発揮できる社会が求められています。

全ての人が思いやりの心を持ち、困っている人に声をかけることや、人権を尊重する精神を身につけていくことが必要です。

そのためには、障がいの有無や性別、年齢などにかかわらず、また、文化などの多様な立場や違いを理解し、一人一人を大切にして支え合う意識を高めていくことが重要であると考えます。

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

施策目標 3-1

平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

(施策目標推進部：市民生活部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
○ 平和を尊重する意識の普及、啓発に努めます。	⇒ 平成 23 年 (2011 年) 7 月に「*平和首長会議」に加盟したことにより、会議の提唱する非核・平和事業に取り組みました。
○ 人権を尊重する意識の普及、啓発に努めます。	⇒ 「第 2 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき啓発事業等を実施し、「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」で意見を伺いながら、人権の視点に立った事業評価を実施し、改善に努めました。 ⇒ *上宮川文化センターでは、人権啓発、住民交流の拠点施設として、民生事業 (相談指導、老人憩いの間事業等)、就労促進事業等に取り組みました。 ⇒ 学校園では、子どもたちに対して人権尊重の意識と態度を育む指導を計画的に進め、体験的な学習とともに教職員の研修の充実に努めました。また、芦屋市人権教育推進協議会との連携による研究会、学習会等を実施しました。
○ 人権擁護機関と連携し相談窓口を開設して差別や人権侵害に対処します。	⇒ 神戸地方法務局西宮支局と連携した特設人権相談所の開設や、*権利擁護支援センターにおいて、高齢者や障がいのある人の権利侵害への対応を行いました。

後期の課題

- 平和施策については、戦後 70 年、市議会において決議された「*非核平和都市宣言」30 周年を迎えたことを契機に、市民が平和の大切さを再認識し、より平和への意識が高まるよう取り組んでいく必要があります。
- 人権関連事業への参加状況等は、ほぼ横ばいであり、アンケート調査による「人権を身近に感じる人」の割合も大きくは変化しておらず、取組に工夫が必要です。
- 人権課題は多様化、複雑化していることから、それに対応した仕組みづくりや関係機関との連携強化等が必要です。

後期5年の重点施策

3-1-1 非核・平和意識の高揚を図るため各種事業を充実します。

(重点取組)

- ① 平和の大切さを再認識できるように、「*平和首長会議」の提唱する非核・平和事業を実施するほか、平和講演会等を実施するなど「みんなで考えよう 平和と人権」事業を拡充します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「みんなで考えよう 平和と人権」事業の参加者数	人/年	742	↑	1,000
「核兵器廃絶を目指す市民の署名」筆数	筆/年	228	↑	300

3-1-2 「人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき人権啓発事業に取り組みます。

(重点取組)

- ① お互いの人権を尊重する社会を目指して、「日々の生活と人権を考える集い」などの人権啓発事業に工夫を加え実施します。
- ② *上宮川文化センターでは、人権啓発、住民交流の拠点施設として、地域福祉や人権意識の向上を担い得る機関となるように、講演会などを充実し、市民が親しみやすい各種事業を実施します。
- ③ 市民や職員が人権教育推進の担い手となるように、人材育成に取り組むとともに、芦屋市人権教育推進協議会の事業を支援します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「人権啓発事業」参加者数	人/年	2,718	↑	3,000
*上宮川文化センターの来館者数	人/年	82,122	↑	87,000
芦屋市人権教育推進協議会研究大会参加者数	人/年	800	↑	1,000

3-1-3 全ての市民の人権が守られるよう取り組みます。

(重点取組)

- ① 住民票などの不正請求、不正取得により市民の人権が侵害されないように、*本人通知制度の周知と適正な運用を行います。

- ② 市民一人一人の権利が尊重され安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、支援が必要な高齢者や障がいのある人たちを支える*市民後見人の養成や、その活動を支援します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*本人通知制度(住民票の写し, 戸籍等)登録者数	人	449	↑	1,000
権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合	%	57.8	↑	75.0

市民主体による取組

- ◇ 平和を大切にする心の醸成
- ◇ いじめなど身近な問題への積極的な関与
- ◇ 人権尊重の理念の理解
- ◇ 本人通知制度への登録

[関連する課題別計画]

- 第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（H28～H32）（改定予定）
- 第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン（H25～H29）
- 第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）
- 第7次芦屋すこやか長寿プラン 21（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）（H27～H29）
- 芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画（H27～H32）
- 芦屋市第4期障害福祉計画（H27～H29）

施策目標3-2

男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

(施策目標推進部：市民生活部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ あらゆる分野における女性の社会参画を支援します。</p>	<p>⇒ 「第2次及び第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」に基づき、市附属機関等における女性委員の積極的登用に取り組みました。</p> <p>⇒ 女性の働き方セミナーなどの講座、男女共同参画センター通信「ウィザス」の定期発行（年4回）及び広報紙等による啓発、女性の就労支援などの情報提供、女性のための心の悩み、家事調停相談等により女性の社会参画を支援してきました。</p>
<p>○ セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス、その他性別による人権侵害の防止、啓発に努めます。</p>	<p>⇒ 「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき、婦人相談員による*D V（ドメスティック・バイオレンス）相談、*D V被害者の自立支援、*D V被害者支援ネットワーク会議の開催及び警察などとの協働による「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーン等の*D V防止啓発などに取り組みました。</p>

後期の課題

- 市附属機関等における女性委員の登用では、割合は目標である40%には達しておらず、引き続き取り組む必要があります。
- 市民アンケートによる「芦屋市男女共同参画推進条例」の認知度は43.6%とまだ低い状況にあり、啓発、講座等を引き続き実施し、その理念の理解を広めることが必要です。
- 「男性は主な業務」、「女性は補助的な業務」等といった固定的な性別役割分担意識の解消を更に進めることや、*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発により、女性だけでなく男性も家事、子育て、介護等に参加できる環境整備の推進に取り組むことが必要です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）」が制定され、これからの社会や地域では、女性が職業生活において個性と能力を十分に発揮される必要があります。
- *D V相談室の認知度は31.7%と低いため、更に丁寧な周知を行うとともに、定例的に*D V被害者支援ネットワーク会議等を開催する等、関係機関との連携を深めていくことが必要です。

後期5年の重点施策

3-2-1 性別による固定的な役割分担意識の解消などにより、女性の社会参画を進めます。

(重点取組)

- ① 各種講座の開催、「ウィザス」の定期発行、ウィザスあしやフェスタの開催等による啓発や女性のための悩み・法律相談による支援等、性別による固定的な役割分担の意識の解消のための取組を進めます。
- ② 市附属機関等における女性委員の登用割合を高め、政策・方針決定過程での男女共同参画を推進します。
- ③ 長時間労働の抑制、育児休業や介護休暇の取得促進等により、子育てや介護を支える環境整備の推進に取り組み、*ワーク・ライフ・バランスを促進します。
- ④ 女性の職業生活における活躍を推進するため、計画を策定し、相談などの支援を行います。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
芦屋市男女共同参画推進条例の認知度	%	43.6	↑	57.0
市附属機関等における女性委員の割合	%	37.2	↑	40.0

3-2-2 性別による人権侵害の防止、啓発に努めます。

(重点取組)

- ① *DV被害者の相談窓口を充実し、被害者の早期発見、安全確保を図り、幅広い関係機関との連携のもと、切れ目のない自立支援を行います。
- ② 性差別による暴力防止についての啓発を行います。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*DV相談室の認知度	%	31.7	↑	50.0

市民主体による取組

- ◇ 男女共同参画の意識の高揚
- ◇ *ワーク・ライフ・バランスの正しい理解
- ◇ 暴力は犯罪行為を含む重大な人権侵害であるとの認識
- ◇ *DVなどの被害を未然に防ぐ、又は最小限にとどめるための早期相談

【関連する課題別計画】

第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン（H25～H29）

芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画（H23～H29）

子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

【基本構想】

全ての子どもはこれからの社会を担っていく大切な存在です。子どもたちの一人一人が健やかに成長することは、親や家族だけでなく全ての市民の願いでもあります。しかし、社会全体の行き詰まり感は子どもたちへも影響を及ぼし、自分の将来に夢や希望を持たない子どもたちが増えていきます。

子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送るためには、安全な環境の下での健やかな成長とともに、将来の生活の基盤となる「確かな学力」に加え、人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」と、体育・スポーツ活動や健康教育、食育推進による「健やかな体」をバランスよく身につけていくことが必要です。

そのためには、子どもたちが学習する教育環境の整備に努めるとともに、学校園、家庭、地域が連携して子どもたちの成長を支える仕組みを更に拡充させていくことが重要であると考えます。

また、青少年を中心としたニートや引きこもり、薬物乱用等が大きな社会問題になっており、社会全体で青少年の健全な成長を支える体制づくりを更に進めていくことも重要であると考えます。

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

施策目標4-1

子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

(施策目標推進部：学校教育部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ 子どもたちの学力の向上に努めます。</p>	<p>⇒ 学習指導員等の外部人材を活用し、学力向上パワーアッププラン、学力向上研究支援プランを推進しました。</p> <p>⇒ 環境体験、自然学校、*トライやる・ウィークの推進等、参画と協働のもとで特色ある教育活動を推進してきました。</p> <p>⇒ 教育環境整備においても、タブレット端末の早期導入など*ICT機器の充実を図りました。</p> <p>⇒ 小学校の英語学習では、地域の人材を有効に活用して内容充実に努めるとともに、中学校との滑らかな接続を行うため、小中学校が合同で研究協議を行う協議会の開催などに取り組みました。</p> <p>⇒ 他の教科においても小中連携の取組として、中学校合同授業研究会を実施してきました。</p>
<p>○ 子どもたちの命や人権を大切にす心の教育の充実に努めます。</p>	<p>⇒ 特別支援教育では、*特別支援教育センターを中心に、一人一人の状況に応じた個別の教育支援計画等を立て、指導を行ってきました。</p> <p>⇒ 心の教育の充実の取組については、道徳教育、人権教育、障がい理解のための講演会の実施などのほか、阪神・淡路大震災の経験や教訓を語り継ぐ取組を中心とした防災教育に取り組みました。</p> <p>⇒ 不登校児童生徒の学校復帰支援のほか、児童生徒を対象としたいじめに関するアンケート調査の実施、いじめや暴力行為等の問題行動の防止等に取り組みました。</p> <p>⇒ 読書活動を推進し、子どもたちの年間の学校図書館の図書利用冊数は増加してきています。</p>
<p>○ 子どもたちの体力向上に取り組めます。</p>	<p>⇒ 体力・運動能力調査を実施し、結果の分析を行い、体育指導の実践研究に取り組みました。</p> <p>⇒ 食育では、アレルギー対応マニュアルの策定に加え、中学校給食の実施を決定し、施設整備をはじめとした準備を計画的に進め、潮見中学校で平成27年(2015年)10月から実施しました。</p>

- | | |
|---|---|
| <p>○ 心やすらぐ充実した教育環境の整備に努めるとともに、教員の専門性と指導力の向上に取り組みます。</p> | <p>⇒ 教職員研修やOB教職員を活用した研修体制の充実を図るとともに、*校務支援システムの導入、ノ一部活デーの設定等により子どもと向き合う時間の確保に取り組みました。</p> <p>⇒ 幼児期の教育では、質の高い教育・保育の充実を目指し、本市の標準的なカリキュラムとして「就学前カリキュラム」を作成しました。</p> |
|---|---|

後期の課題

- 幼児教育においては、子どもの発達や学びの連続性を保障するために、幼児期と児童期における互いの教育活動に対する理解を深め、小学校との円滑な接続をめざすことが必要です。
- 学力向上においては、基礎的、基本的な知識技能は身につけてはいますが、それらを活用していく力に課題がみられることから、外部人材の更なる有効活用や、読書活動の充実が必要です。
- 全国学力・学習状況調査の調査結果を踏まえながら、児童生徒の実態に応じた効果的な指導について研究を進め、実践していく必要があります。
- 学校外で起こる事案や家庭内における問題、虐待報告件数の増加等、子どもたちを取り巻く社会環境は、年々複雑化、深刻化している現状にあります。これまでも、関係機関と連携を進めてきましたが、学校だけで取り組む領域を超える事案もあり、専門家、関係機関等との連携を一層強化していくことが求められています。
- スマートフォンの急速な普及は、いじめや人権問題に派生する危険性をはらんでおり、子どもたちが*ICT機器を適切に操作する力や情報を正しく選択し、活用する力を身に付けるよう取り組む必要があります。
- 教育環境の整備においては、安全で快適な環境を提供できるよう計画的な施設保全をすすめるとともに、*ICT機器をはじめとした教材備品などの充実を図ることが必要です。
- 教職員においても、*ICT機器などの活用により校務の効率化を図るとともに、それらの機器を適切に活用できる能力を育成する必要があります。
- 経験の浅い教職員が増えていく中、現場で教職員を育成していくことが急務となっており、教職員のキャリアに応じた研修などにより、指導力の向上を図ることが必要です。
- 山手中学校、精道中学校については、校舎の建替えと併せて給食を実施するための準備を進める必要があります。

後期5年の重点施策

4-1-1 就学前の子どもの健やかな発達を保障する教育・保育を提供します。

(重点取組)

- ① 「就学前カリキュラム」に基づき、幼稚園、保育所（園）、*認定こども園の連携を深め、質の高い教育・保育が受けられるよう取り組みます。
- ② 幼児期と児童期の教育が円滑に接続し、連続性や一貫性を確保できるよう、就学前施設と小学校との交流を促進し、連携の充実を図ります。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
幼稚園・保育所(園)・*認定こども園の合同研修会等参加者数	人/年	354	↑	420
各就学前施設と小学校との交流回数	回/年	16	↑	40

4-1-2 子どもたちの学習意欲の向上と学力の定着を図る指導を充実します。

(重点取組)

- ① 全国学力・学習状況調査の結果を分析し、基礎的、基本的な知識、技能を活用する力を育む指導の研究を推進するとともに、算数・数学の*チューター、*理科推進員を効果的に活用し、学力が定着しにくい児童生徒の学習意欲と学力の向上を目指します。
- ② 小学校における英語学習の教科化に備え、子どもの英語の学習意欲と活用能力が向上するように、英語を系統的、専門的に指導する人材を配置するとともに、中学校との滑らかな接続を目指したカリキュラムを作成し、指導の充実を図ります。
- ③ 子どもが読書の喜びや楽しさを体感し、読書意欲を高めることができるよう、*家読（うちどく）などの活動を推進し、子どもの読書機会を増やします。また、本を活用した学習を推進するために、授業での学校図書館利用を促進するとともに、公立図書館との連携を強化します。
- ④ *インクルーシブ教育システムの構築をめざし、共に学びながら、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を十分に受けられる環境整備を進めます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
中学校の数学で、「授業がよくわかる」と答えた生徒の割合	%	80.0	→	80.0
小学校の英語学習で、「これからも英語を使ってみよう」と答えた児童の割合	%	92.1	→	92.1

児童生徒一人あたりの学校図書館における図書貸出し冊数	冊／年	小学校 59.7 中学校 14.6	↑	小学校 65.0 中学校 17.0
特別支援教育に係る研修会, 研究会の参加者数	人／年	424	↑	486

4-1-3 子どもたちが命や人権を大切に「豊かな心」と、「健やかな体」をバランスよく身に付けられるよう取り組みます。

(重点取組)

- ① 「いじめは人権侵害であり、決して許されない行為である。」との認識のもと、「芦屋市いじめ防止基本方針」に基づき、教育相談の充実や実態把握のためのアンケート調査を実施するとともに、子どもたち自身がいじめについて考える機会を設けるなど、いじめ防止策を推進します。
- ② 学校だけで解決が困難な生徒指導事案の対応を支援するために、関係機関との連携を更に強化し、学校の生徒指導を支援する体制整備を進めます。
- ③ スマートフォンなど、インターネット利用に係る弊害やトラブルを防止するため、子どもの発達段階に応じて、情報を正しく選択し活用する教育を推進するとともに、保護者などへの啓発に取り組みます。
- ④ 子どもの運動意欲を高め体力・運動能力が向上するように、学校園における体力向上の指導の研究と実践に取り組むとともに、家庭で実践できる子どもの健康・体力づくりについて、保護者への啓発に取り組みます。
- ⑤ 山手中学校, 精道中学校について、校舎の建替えと併せた給食実施のための準備を進めます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
中学校における不登校生徒の割合	%	3.3	↓	1.9
全国体力・運動能力調査結果で全国平均以上の種目の割合	%	10.0	↑	20.0

4-1-4 教職員の専門性及び指導力の向上に取り組みます。

(重点取組)

- ① 様々な教育課題に適切に対応できる教職員を育成するため、キャリアステージ（経験年数, 校務分掌等）や課題に応じた研修機会の充実を図ります。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
教職員新規採用～5年次研修講座の受講者数	人／年	166	↑	275

4-1-5 心やすらぐ充実した教育環境の整備を計画的に進めます。

(重点取組)

- ① 子どもが、快適で充実した環境の中で学校園生活が送れるように、山手中学校、精道中学校の建替えに着手するほか、「公共施設の保全計画」に基づき、各学校園施設の整備を実施するとともに、教育備品の整備を計画的に行います。
- ② 教職員が、子どもと向き合う時間を確保できるように、外部人材の活用や教育現場の*ICT化など、校務の効率化に総合的に取り組みます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*ICT化などによって、子どもと向き合う時間が増えたと感じる教職員の割合	%	—	↑	67.0

市民主体による取組

- ◇ 学校ボランティア（教育ボランティア，学校支援ボランティア）への参加，協力
- ◇ *家読（うちどく）の推進
- ◇ スマートフォン，SNS等の正しい理解

【関連する課題別計画】

- 第2期芦屋市教育振興基本計画（H28～H32）（改定予定）
- 芦屋市いじめ防止基本方針（H26～）
- 公共施設の保全計画（H24）

施策目標 4-2

青少年が社会で自立するための力を身につけている

(施策目標推進部：社会教育部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ 青少年が将来の夢や希望を持ち、必要な知識や能力を身につけられるよう支援します。</p>	<p>⇒ 自然の中でのキャンプや昔あそびのイベントの定期的な開催等、様々な体験事業に取り組むとともに、事業にはこれまで育成した*青少年リーダーを派遣し、リーダーの育成を行いました。</p> <p>⇒ 中学校では、*トライやる・ウィークによる職場体験、幼児教育体験、福祉体験、芸術文化活動等の地域社会の中での様々な体験活動により、生徒が豊かな感性や創造性を身につけることができるよう取り組みました。</p> <p>⇒ 小学校では、児童が問題を解決する力や共に生きる心等を身につけることができるよう、自然学校、環境体験学習、宿泊訓練等、自然の中での様々な体験活動を行いました。</p>
<p>○ 青少年の健やかな育成に努めます。</p>	<p>⇒ 白ポストの設置などによる有害環境の浄化活動、愛護委員による市内街頭巡視活動、愛護だよりなどの発行による広報啓発活動、愛護委員の資質向上のための研修等に取り組みました。</p> <p>⇒ 相談活動では、青少年愛護センターやカウンセリングセンターのほか、「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉」に掲げた*若者相談センター「アサガオ」を平成25年（2013年）10月に開所し、関係機関との連携を図りました。</p> <p>⇒ 不登校などの児童生徒については、*適応教室において学校復帰支援を行いました。</p>

後期の課題

- 家庭や地域社会の子ども・若者を育成する教育力の低下が指摘され、また、非正規労働者の増大など、若者の雇用環境に厳しい状況が続くなか、子ども・若者が将来の夢や希望を持てるように、地域と連携した体験・交流活動の機会を提供するとともに、勤労観、職業観を養い自立できる社会人になるようキャリア教育を充実することが必要です。
- 困難を有する若者への支援を進めることが課題となっており、就労支援なども含め関係機関と連携しながら、「芦屋市子ども・若者計画」に基づいて施策を推進することが必要です。

後期5年の重点施策

4-2-1 子ども・若者が将来の夢や希望を持てるよう支援します。

(重点取組)

- ① 小中学校において、子どもたちに将来の夢や希望を育む指導、望ましい勤労観や職業観等、社会的・職業的自立のために必要な資質や能力を育てる教育を充実します。
- ② 地域で次代の社会を担う大人になるための資質を養えるよう、自然学校、*トライやる・ウィーク、キャンプ、*あしやキッズスクエア事業等、子どもたちの体験活動への参加機会を提供します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	%	小学校 86.0 中学校 71.7	↑	小学校 90.0 中学校 80.0
*あしやキッズスクエアでのプログラム実施回数	回/年	—	↑	920

4-2-2 困難を有する子ども・若者を支援します。

(重点取組)

- ① *若者相談センター「アサガオ」においてカウンセリング、アウトリーチ（訪問支援）、ピアサポート（仲間同士の支えあいの支援）を展開していきます。
- ② 医療機関などの専門機関へのつながりを充実させ、ソーシャル・ワークを進めるとともに、国・県やNPO等の関係機関との連携を図ります。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*若者相談センター「アサガオ」の支援対象者数	人/年	26	↑	100

4-2-3 子ども・若者の健やかな育成に努めます。

(重点取組)

- ① 家庭や地域社会で、子ども・若者の自主的活動を促進し、育成します。
- ② インターネットやスマートフォンの急速な進展に対応して、保護者、青少年関係者の情報リテラシー（活用能力）や情報モラルが向上するように、啓発活動、講演会、講習会等を効果的に実施します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
青少年の自主的活動(青少年リーダー及び青少年ボランティア)者数	人/年	17	↑	1,870

市民主体による取組

- ◇ 青少年を育成する活動への協力
- ◇ *トライやる・ウィークに参加する生徒の受入れ

【関連する課題別計画】

芦屋市子ども・若者計画 (H27～H31)

第2期芦屋市教育振興基本計画 (H28～H32) (改定予定)

施策目標4-3

学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

(施策目標推進部：社会教育部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ 地域社会が一体となって子どもたちの学びを支えるため、学校に関係する諸団体をネットワークで結ぶ仕組みづくりを拡充します。</p>	<p>⇒ 特色ある学校園づくりとして地域人材を活用し、伝統文化、マナー、英会話、平和学習講話等、幅広い教育活動を推進しました。</p> <p>⇒ *コミュニティ・スクールや学校支援ボランティアとともに家庭、地域による学校支援の取組を進めており、多くの地域住民の参加を得ました。</p>
<p>○ 子どもたちが安全に安心して活動できる場として、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを提供します。</p>	<p>⇒ 市内全小学校において校庭開放事業を行うとともに、下校時間帯の子ども見守り巡回パトロールを実施しました。</p> <p>⇒ 通学路の安全確保のために平成24年度(2012年度)に通学路緊急合同点検を地域、学校、行政が連携して行い、路側帯のカラー化やゾーン30の路面標示等を実施し、平成26年度(2014年度)には*芦屋市通学路交通安全プログラムを作成しました。</p>

後期の課題

- 子育て支援の需要が増す中、子どもが安全で安心して過ごせる場の充実とともに、それぞれの取組について調整、協力により大きな効果が得られるよう、連携を図り進めることが重要で、学校を核として行われる活動、行事への協力体制づくりが必要です。
- *芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路合同点検を地域と一緒に実施するほか、南芦屋浜地区から遠距離を通う子どもたちの安全確保策については、子どもの人数が増加することを踏まえ、早期に取り組む必要があります。

後期5年の重点施策

4-3-1 学校園・家庭・地域が連携し相互協力のもと、子どもたちの学びを支えます。

(重点取組)

- ① 保護者や地域住民による学校支援ボランティアの活動が充実するように、支援者間の連絡調整や、学校現場との有効な連携づくりを進めます。
- ② 専門的な知識や技能を有する教育ボランティアを学校園へ招聘するなど、地域の教育力を教育活動に生かし、特色ある学校園づくりを進めます。

- ③ 子どもたちが健やかに育つ家庭環境実現の手助けとなるよう、学校支援ボランティアグループなどの協力を得て、保護者の世代間交流を図り、情報交換できる機会と場所を提供します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
学校支援ボランティアグループの活動実施日数	日/年	407	↑	506
教育ボランティアの活動人数	人/年	554	↑	570
子育て異世代交流会などへの参加者数	人/年	95	↑	190

4-3-2 地域と連携した子どもたちの居場所づくりの充実を図ります。

(重点取組)

- ① 子どもたちが放課後などを安全・安心に過ごせる居場所として、*あしやキッズスクエア、校庭開放、*子ども教室等を地域の協力を得て充実します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*あしやキッズスクエア、校庭開放、*子ども教室の開催日数	日/年	1,060	↑	1,920

4-3-3 地域と連携して子どもたちの安全確保を図ります。

(重点取組)

- ① 子どもが安全に登下校できるように、*芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路合同点検を地域と共に実施し、関係機関と連携して危険箇所の点検、改善を進めます。
- ② 南芦屋浜地区からの子どもの通学の安全確保策については、保護者や地域との協議を重ねながら有効な対策を実施します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
通学路合同点検において確認された危険箇所(市が実施主体となる箇所のみ)の改善割合	%/年	100.0	→	100.0

市民主体による取組

- ◇ 子どもたちを育成する活動への協力

目標とする10年後の芦屋の姿

4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

【関連する課題別計画】

芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進行動計画（H27～H31）

第2期芦屋市教育振興基本計画（H28～H32）（改定予定）

地域で安心して子育てができている

【基本構想】

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかし、子どもへの接し方が分からず、育児やしつけ方に悩んでいる親たちが増えています。一人で行き詰ってしまう前に、地域の中で様々な家庭が気軽に相談できる相手がいることや、時には専門的なサポートを得ながら安全に安心して子どもを育てていけることが必要です。

そのためには、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境にしていくことが重要です。

また、父親と母親のいずれもが仕事に就いている家庭も増えていることから、子育てと仕事を両立することができる環境にしていくことも重要であると考えます。

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

施策目標5-1

世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

(施策目標推進部：こども・健康部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<p>○ 地域で子育てについて気軽に相談できる環境を整えます。</p>	<p>⇒ 各種訪問、相談事業等を実施し、早期に相談しやすい環境整備に努め、相談件数などは概ね向上しています。</p> <p>⇒ 地域子育て支援拠点「むくむく」など、子育て世代が交流できる事業のほか、保健センター、保育所(園)、幼稚園、小学校等の関係機関と相談連携の実施、子育てに関する講演、講座も実施しました。</p>
<p>○ 家庭の教育力を向上させるため、様々なサポートを実施します。</p>	<p>⇒ 妊婦健康診査では助成券方式の健診助成を導入し、受診者の負担軽減を図ったほか、5歳児発達相談を新たに実施し、安心して出産し、子どもの発達を支える取組も行い、乳幼児健診の受診率も9割以上となっています。</p> <p>⇒ 子育て家庭の負担を軽減し、必要な医療を受けられるよう、所得制限基準額未満の3歳から中学校3年生までの外来医療費の一部負担金を全額助成するなど制度の拡充を行いました。</p>
<p>○ *要保護家庭の自立や要保護児童の支援に努めます。</p>	<p>⇒ 母子・父子世帯への給付、助成事業のほか、*民生委員・*児童委員ほか関係機関とも連携した相談、支援体制の整備を行い、児童虐待などの問題も含め対応してきました。</p>

後期の課題

- 今後も、妊娠期から子育て期の保護者が安心して子どもを生み、育てることができるよう「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠・出産・育児において切れ目なく支援していくことが必要です。
- 今なお大きな社会問題となっている虐待を含む要保護児童などを早期に発見し、迅速な対応を行うため、また、ひとり親家庭や要保護家庭等支援が必要な家庭が自立し、子どもの心身の成長と発達が保障されるよう、関係機関や地域との連携による支援を充実することが必要です。

後期5年の重点施策

5-1-1 地域で子育てについて交流，相談しやすい環境を整えます。

(重点取組)

- ① 子育て家庭が身近なところで交流しやすいように，子育て支援拠点など親子が集うひろばの充実を目指します。
- ② 乳幼児の保護者が，親子で遊びに行け，育児について親同士が話し合える場所となるように，幼稚園で園庭開放や未就園児交流会等を実施します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
子育てセンターにおける「つどいのひろば」などに参加する親子の数	人／年	53,313	↑	56,313
公立の全幼稚園での未就園児とその保護者に対する施設開放実施回数	回／年	234	↑	320

5-1-2 妊娠・出産期から子育て中の家庭における切れ目のない支援を実施します。

(重点取組)

- ① 安心して出産，子育てに臨めるように，妊娠中の健康診査及び健康教育・相談等の母子保健相談支援を充実します。
- ② 子育て家庭が自信を持って子育てができるように，子育てセンターなどの身近な相談の場の充実を図るとともに，関係機関の連携による支援体制を推進します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
保健センターでの母子健康相談の人数	人／年	2,598	↑	2,750
子育てセンターでの子育て相談の人数	人／年	1,776	↑	2,376

5-1-3 ひとり親家庭や要保護家庭の自立や支援に努めます。

(重点取組)

- ① ひとり親家庭の経済的な自立を図るため，各種手当を支給するとともに就労支援を充実します。
- ② 家庭児童相談における*要保護家庭や要保護児童について，児童虐待防止と早期発見及び適切な対応ができるように，*要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携を行い，支援の充実を図ります。

- ③ 困難な状況の子育て家庭が適切な支援機関とつながるように、地域の関係機関と連携を図り、*民生委員・*児童委員活動を高めます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*母子・父子自立支援プログラム策定事業参加者数	人/年	14	→	14
家庭児童相談の件数	件/年	409	↑	586
*民生委員・*児童委員への相談件数	件/年	483	↑	700

市民主体による取組

- ◇ 母子健康手帳を活用した妊娠中の健康管理
- ◇ 妊娠出産や子育てに関する積極的な情報の入手
- ◇ 妊娠出産や子育てに関する知識習得，不安を解消するための専門的な窓口の早期利用
- ◇ 乳幼児健康診査の受診
- ◇ 出産や子育てについて家族での話し合い
- ◇ 地域の子どもの成長に関心を持つことと，必要に応じての助け合い
- ◇ 子ども同士で遊ぶ機会の提供
- ◇ 児童虐待の相談，通告

【関連する課題別計画】

第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）

第2期芦屋市教育振興基本計画（H28～H32）（改定予定）

芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画（H27～H31）

第3次芦屋市男女共同参画推進行動計画ウィザス・プラン（H25～H29）

第2次芦屋市健康増進・食育推進計画（H25～H29）

施策目標5-2

子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

(施策目標推進部：こども・健康部)

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
○ 必要とするときに適切な保育サービスを提供します。	⇒ 待機児童解消に向けて、新たに2園の私立保育園を誘致するほか、公立幼稚園において通常保育後に預かり保育を実施しました。これらにより受入れ定数は増加したものの、まだ待機児童数の解消までには至っていません。 ⇒ *ファミリー・サポート・センター事業も継続して実施するほか、保育所(園)における延長保育、一時保育に加えて、市立芦屋病院において*病児・病後児保育を実施しました。
○ *ワーク・ライフ・バランスの理念の普及、啓発に努めます。	⇒ *イクメン(育児を楽しむ男性)講座、男女共同参画フェスタ等の土日開催事業の実施や男女共同参画センター通信「ウィザス」の定期発行及び広報紙等による啓発を行いました。また、市内事業者に対しても啓発冊子の案内などを行いました。

後期の課題

- 今後も、保育ニーズのある世帯が必要とするときに適切で良質な保育サービスを利用できるように、保育施設の増設などにより待機児童の解消に努めていくことが必要です。
- 放課後児童健全育成事業については、普通教室も不足する学校があることから、学校内での専用区画の確保が困難となってきています。今後は、入級対象学年の拡大への取組や社会的ニーズの増加に対応する事業運営のための環境整備を図ることが必要です。
- アンケートでは、*ワーク・ライフ・バランスができていると思う市民の割合が78.5%となっていますが、今後も向上を図る必要があることから、引き続き、意識を高めるための啓発に取り組みながら、女性だけでなく男性も子育てに参加しやすい環境づくりを推進することが必要です。

後期5年の重点施策

5-2-1 必要とするときに適切で良質な保育サービスを提供します。

(重点取組)

- ① 待機児童が生じないように、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、*小規模保育事業所や*認定こども園等の整備を計画的に進めます。

② *病児・病後児保育を利用しやすくするために、実施施設の増設や広域的な利用などにより提供体制の確保を図ります。

③ *放課後児童健全育成事業の高学年の受入れについて、提供体制を整備します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
待機児童数	人	131	↓	0
*病児・病後児保育実施箇所数	か所	1	↑	2
*放課後児童健全育成事業の待機児童数	人	0	→	0

5-2-2 子育てと仕事を両立しやすい社会環境づくりに努めます。

(重点取組)

① 育児休業の取得促進など働き方を見直すきっかけをつくることができるように、センター通信「ウィザス」などでの*ワーク・ライフ・バランスに関する周知、啓発を充実します。

② 女性だけでなく男性の家事や育児参加の意識を高める啓発講座などを開催します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
仕事と生活の両立ができている市民の割合	%	78.5	↑	84.5
男女共同参画センターの土日開催事業(*イクメン講座など)の男性の参加者数	人/年	51	↑	80

市民主体による取組

◇ *ワーク・ライフ・バランスの正しい理解

[関連する課題別計画]

芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画 (H27～H31)

第2期芦屋市教育振興基本計画 (H28～H32) (改定予定)

第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン (H25～H29)